

## 電力広域的運営推進機関の2022年度 予算及び事業計画の認可について

### (趣旨)

電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）から、令和4年3月1日付けで経済産業大臣宛てに2022年度予算及び事業計画の認可申請があり、同月14日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）へ意見を求められたところ（資料4-1）。

これに係る審査を実施したので、経済産業大臣への回答について御審議いただく。

### 1. 審査方法

広域機関から申請のあった2022年度予算及び事業計画について、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（平成12・05・29資第16号。以下「審査基準」という。）第1（37）に基づき、当委員会事務局において審査を行った。

### 2. 審査結果

2022年度予算及び事業計画について、審査基準第1（37）に照らして適正であることを確認した（別紙参照）。

### 3. 経済産業大臣への回答

上記2. の審査結果を踏まえ、当委員会として、経済産業大臣が本申請に係る認可をすることに異存はない旨、資料4-2のとおり、経済産業大臣に回答することとした。

## 広域機関の2022年度の予算案及び事業計画案の審査結果

審査基準第1 (37)	審査結果
① 予算にあつては、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成27年経済産業省令第12号。以下「財務会計省令」という。）第3条から第6条までの規定に基づいていること。	● 財務会計省令に基づき、「予算総則」、「収入支出予算」、「予備費」が適正に計上されていることを確認した。
② 予算にあつては、広域的運営推進機関が業務を適正かつ確実に実施するために必要十分な費用を計上し、別添2の1.(6)に規定する会費、特別会費及び補てん金を収入としていること。	● ①広域機関システムの制度対応に関する設計・開発費用、②容量市場システムの実需給期間業務のシステム化に向けた要件定義・運用設計費用など、業務を適正かつ確実に実施するために必要な費用が適正に計上されていることを確認した。 ● また、全会員からの会費、一般送配電事業者からの特別会費及び前年度繰越金を収入として適正に計上していることを確認した。
③ 予算における人件費その他の費用にあつては、原則として、一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領その他の料金審査に係る考え方と齟齬がないこと。	● 人件費については、事業計画を踏まえた適切な人員計画が立てられ、この計画に基づき適正に計上されていることを確認した。 ● その他の費用については、個別件名毎に内容を確認し、託送原価として認められない費用や過剰な計上がないことを確認し、一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領その他の料金審査に係る考え方と齟齬がないことを確認した。
⑤ 事業計画にあつては、財務会計省令第10条の規定に基づいていること。	● 国の審議会等において示された方針を踏まえて、以下の諸制度への対応が盛り込まれているなど、事業計画は適当と考えられる。 ➢ kWh面の需給検証・モニタリング ➢ FIT・FIP交付等業務／太陽光パネル廃棄費用積立金管理の適切な実施 ➢ 外部監査の体制構築
⑥ 調達に当たっては、入札等を行うことを原則としていること。	● 調達件名毎に内容を確認し、原則として、入札等を行うことを踏まえた費用が計上されていることを確認した。

※審査基準第1 (37) ④は、「広域的運営推進機関の成立の日を含む事業年度」に関する審査基準のため、該当なし。

## 【参考】関係法令等

### ●電気事業法（昭和三十六年法律第七十号）（抜粋）

（予算等の認可）

第二十八条の四十九 推進機関は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に（推進機関の成立の日を含む事業年度にあつては、成立後遅滞なく）、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（委員会の意見の聴取）

第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一～四 （略）

五 第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第二項ただし書、第二十二條の二第一項ただし書、第二十七条の十一の二第一項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の四十九、第九十九条第一項又は第九十九条の七第一項の認可をしようとするとき。

六～十三 （略）

### ●電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・05・29資第16号）（抜粋）

#### 第1 審査基準

(37) 第28条の49の規定による広域的運営推進機関の予算及び事業計画の認可及び変更の認可

第28条の49の規定による広域的運営推進機関の予算及び事業計画の認可及び変更の認可に係る審査基準については、予算又は事業計画が以下の方針に基づき整理されており、広域的運営推進機関の業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められることとする。

- ① 予算にあつては、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成27年経済産業省令第12号。以下「財務会計省令」という。）第3条から第6条までの規定に基づいていること。
- ② 予算にあつては、広域的運営推進機関が業務を適正かつ確実に実施するために必要十分な費用を計上し、別添2の1.(6)に規定する会費、特別会費を収入としていること。
- ③ 予算における人件費その他の費用にあつては、原則として、一般送配電

事業託送供給等約款料金審査要領その他の料金審査に係る考え方とそごがないこと。

- ④ 広域的運営推進機関の成立の日を含む事業年度にあっては、電気事業法の一部を改正する法律（平成25年法律第74号）による改正前の電気事業法第93条第1項に規定する送配電等業務支援機関の財産を譲り受けようとする場合には、当該財産について第三者による評価等を受けていること。
- ⑤ 事業計画にあっては、財務会計省令第10条の規定に基づいていること。
- ⑥ 調達に当たっては、入札等を行うことを原則としていること。

## 別添2

電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の15の規定による広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）の設立の認可に係る審査基準については、同条各号に認可の基準が規定されているところであり、同条第4号のより具体的な基準は、次のとおりとする。

推進機関の設立の認可については、次に掲げる事項が、広域的運営推進機関設立認可申請書又はその添付書類に明確に記載され、かつ、次に掲げる全ての要件に適合していると認められるときでなければ、認可しないものとする。

1. 定款に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが确实であると認められることの基準
  - (1)～(5) (略)
  - (6) 会費に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
    - ① 推進機関の運営費のうち、総会開催費等に係る費用については、理事会が会員の数を勘案して決議する額を、会費として全ての会員に課す旨
    - ② 推進機関の運営費から、上記①により得られる会費及び前年度からの繰越金を差し引いた額については、理事会が一般送配電事業者が自ら電気の供給を行う場合の需要を勘案して決議する額を、特別会費として一般送配電事業者である会員に課す旨
    - ③ 電源入札等を実施した場合に必要となる拠出金については、理事会が決議する額を一般送配電事業者たる会員に課す旨
    - ④ 容量市場における入札を実施した場合に必要となる拠出金については、理事会が決議する額を一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員に課す旨
    - ⑤ 推進機関が第28条の40第2項に掲げる業務を行う場合にあっては、災害等扶助交付金の交付業務に必要となる拠出金については、理事会が

決議する額を一般送配電事業者たる会員に課す旨

●広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成二十七年経済産業省令第十二号）（抜粋）

（予算の内容）

第三条 推進機関の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

（予算総則）

第四条 予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次の事項に関する規定を設けるものとする。

- 一 第七条の規定による債務を負担する行為について、事項ごとにその負担する債務の限度額、その行為に基づいて支出すべき年限及びその必要な理由
- 二 第八条第二項の規定による経費の指定
- 三 その他予算の実施に関し必要な事項

（収入支出予算）

第五条 収入支出予算は、第二条第二項の規定により経理を区分した場合には当該経理ごとに勘定を設け、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。

（予備費）

第六条 推進機関は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

- 2 推進機関は、予備費を使用したときは、速やかに、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

（支出予算の流用等）

第八条 推進機関は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第五条の規定による区分にかかわらず、相互流用することができる。

- 2 推進機関は、予算総則で指定する経費の金額については、経済産業大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間若しくは他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

- 3 （略）

（事業計画）

第十条 電気事業法（以下「法」という。）第二十八条の四十八の事業計画には、法第二十八条の四十各号に掲げる業務に関する計画を記載しなければならない。

●電気事業法（昭和三十六年法律第七十号）（抜粋）

（業務）

第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲

げる業務を行う。

- 一 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。
- 二 第二十八条の四十四第一項の規定による指示を行うこと。
- 三 送配電等業務（一般送配電事業者及び送電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以下この条において同じ。）の実施に関する基本的な指針（以下この節において「送配電等業務指針」という。）を策定すること。
- 四 第二十九条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による検討及び送付を行うこと。
  - 四の二 第三十三条の二第三項の規定による検討及び送付を行うこと。
- 五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。
  - 五の二 第九十七条第一項の卸電力取引所から第九十九条の八の規定による納付を受け、変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。
  - 五の三 前号に掲げる業務（第二十八条の四十七第一項、第二十八条の五十一第一号及び第九十九条の八において「広域系統整備交付金交付業務」という。）を実施するため、第二十八条の四十七第一項に規定する広域系統整備計画を策定すること。
- 六 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。
- 七 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。
- 八 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。
- 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 十 前各号に掲げるもののほか、第二十八条の四の目的を達成するために必要な業務を行うこと。
  - 2 推進機関は、前項各号に掲げる業務のほか、電気事業の広域的な運営の推進に資するため、電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金を交付することができる。
  - 3 推進機関は、前二項に規定する業務の実施に当たっては、エネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画その他のエネルギーの需給に関する施策の内容について配慮しなければならない。

経済産業省

20220301資第8号  
令和4年3月14日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

広域的運営推進機関の2022年度予算及び事業計画の認可について

電気事業法(昭和39年法律第170号)第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の49に規定する予算及び事業計画の認可について、貴委員会の意見を求めます。

2022年度予算及び事業計画認可申請書

広域総第2021-155号

令和4年3月1日

経済産業大臣 殿

電力広域的運営推進  
理事長 大山  
住所 東京都江東区豊洲6-2-

電気事業法第28条の49の規定に基づき、2022年度予算及び事業計画の認可を受けたいので、別紙のとおり申請します。



# 電力広域的運営推進機関 2022年度予算

## 予算総則

### ■ 収入支出予算

第1条 電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の2022事業年度収入支出予算は、別紙「2022年度収入支出予算」に掲げるとおりとする。

### ■ 債務を負担する行為

第2条 本機関が、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（以下「省令」という。）第7条の規定により、2022事業年度において債務を負担する行為はない。

### ■ 支出予算の流用等

第3条 次に掲げる経費は、省令第8条第2項に規定する予算総則で指定する経費とし、他の経費に相互流用する場合、本機関は、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

（経費名） 役職員給与  
退職給付引当金繰入  
交際費  
電源入札拠出金

### ■ 収入支出予算の弾力条項

第4条 本機関は、会費の増加に伴い収入金が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度として、当該業務に必要な経費の支出に充てることができる。

### ■ 給与等の制限

第5条 本機関は、支出予算の範囲内であっても、役職員の定数及び給与をこの予算において、予定した定員及び給与の基準をこえてみだりに増加し又は支給してはならない。

## 2022年度収入支出予算

(単位:千円)

支 出								収 入							
科 目	合 計	広域系統整備 交付金交付業 務勘定	供給促進交付 金交付業務、 調整交付金交 付業務、系統 設置交付金交 付業務及び納 付金徴収業務 勘定	解体等積立金 管理業務勘定	災害等扶助交 付金交付業務 勘定	入札業務勘定	左に掲げる業 務以外の業務 勘定	科 目	合 計	広域系統整備 交付金交付業 務勘定	供給促進交付 金交付業務、 調整交付金交 付業務、系統 設置交付金交 付業務及び納 付金徴収業務 勘定	解体等積立金 管理業務勘定	災害等扶助交 付金交付業務 勘定	入札業務勘定	左に掲げる業 務以外の業務 勘定
人件費	2,366,557	-	108,541	15,756	14,201	21,591	2,206,468	会費収入	8,635,487	-	-	-	28,508	-	8,606,979
役職員給与	1,972,225	-	100,815	14,634	11,834	20,055	1,824,887	会費	18,000	-	-	-	60	-	17,940
退職給付引当金繰入	74,861	-	1,671	243	450	332	72,165	特別会費	8,617,487	-	-	-	28,448	-	8,589,039
その他人件費	319,471	-	6,055	879	1,917	1,204	309,416	納付金収入	1,735,399	-	1,515,419	219,980	-	-	0
租税公課	6,280	-	840	122	-	150	5,168	手数料収入	91,829	-	-	-	-	91,829	0
固定資産関係費	7,324,024	-	1,060,098	153,885	-	20,869	6,089,172	その他収入	-	-	-	-	-	-	-
有形固定資産取得費	726,080	-	91,682	13,309	-	18,238	602,851	前年度よりの繰越金	3,610,727	-	-	-	11,920	-	3,598,807
無形固定資産取得費	6,588,904	-	968,403	140,574	-	2,628	5,477,299								
修繕費用	9,040	-	13	2	-	3	9,022								
運営費	3,930,335	-	345,940	50,217	25,049	49,219	3,459,910								
支払利息	36,339	-	-	-	-	-	36,339								
予備費	409,907	-	-	-	1,178	-	408,729								
合 計	14,073,442	-	1,515,419	219,980	40,428	91,829	12,205,786	合 計	14,073,442	-	1,515,419	219,980	40,428	91,829	12,205,786

(注)各勘定に区分して経理することが困難な事項の各勘定への配分は、事業年度の末日現在において、各勘定において経理する業務に従事する人員の数により行うものとする。

## 電力広域的運営推進機関 2022年度事業計画

電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）は、「電気事業法」（以下「法」という。）第28条の4に規定する広域的運営推進機関として、電気事業の広域的運営を通じて、全国規模での電力安定供給の確保と送配電設備の効率的利用を推進するため次の業務を行う。

### 1. 再生可能エネルギーの主力電源化及び電力レジリエンス強化に資する次世代型ネットワークへの転換

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの主力電源化及び電力レジリエンス強化に資する次世代型ネットワーク構築のため、以下の3点について取り組む。

- ・ 再生可能エネルギーを主力電源化するための系統利用ルールを確立し、ネットワーク設備の有効活用と効率的な投資による系統設備形成に資する検討を行う。
- ・ 再生可能エネルギーの主力電源化に伴う電源構成や系統利用ルールの変化においても適切に需給バランスを評価し、安定的で安価なエネルギー供給確保のための検討を行う。
- ・ 中長期的な社会構造の変化等を見据えた需要想定を行う。

#### 1-1. 供給計画の取りまとめ、検討及び経済産業大臣への送付（法第28条の40第1項第4号）/入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務（法第28条の40第1項第5号）/送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法第28条の40第1項第8号）

##### (1) 供給計画を通じた次世代型ネットワーク構築のための設備形成

電源構成や系統利用の変化、容量市場の開設を見据え、供給信頼度評価を深化させる。各事業者からの供給計画を通して国内の需給バランスを評価するとともに、電源・送電線の開発・休廃止等の適切性を確認し、国において適切に対処すべき事項については、安定供給の観点から意見等を付して経済産業大臣に送付する。また、電源の休廃止の進展等を踏まえ、需給バランスの改善に向けた調整や供給力対策の要否を含めた検討を行い、早期に需給状況悪化の兆候をつかむことができるよう本機関内の情報連携を高め、機動的に供給力対策を取れる体制を構築する。

## (2) 需要想定に関する業務並びに夏季及び冬季の電力需給検証

需要想定は、需給バランス評価や調整力公募、容量市場等の起点となる情報であり、その確度や根拠、透明性が不可欠であるため、電力需要や経済関連の各種データ分析、ヒアリング・文献調査等により、需要想定を改善を継続して行う。併せて新型コロナウイルス対策が進展する中での経済・社会構造の変化状況及び電力需要への影響を分析・評価し、今後の需要想定に織り込む。また、国の節電要請の判断に資する需給検証における需給バランスの評価方法としては、供給計画における見込み不足電力量評価（以下「EUE評価」という。）との整合性も踏まえ、2022年度中を目途に、その評価手法の在り方について検討する。kWh面の需給検証・モニタリングについて、2021年度のkWh実績のレビューを踏まえ、需要・供給力両面の変動リスクに係る検討を深め、評価方法を高度化する。

## (3) 次世代型ネットワーク整備のグランドデザイン

### ① マスタープラン

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）及び第6次エネルギー基本計画（令和3年10月22日閣議決定）を踏まえた広域系統長期方針（以下「マスタープラン」という。）について、2022年度中の策定を目標に作業を進める。2022年度は2021年5月にとりまとめたマスタープランの中間整理からアデカシー便益等の反映による費用便益評価の高度化や、再生可能エネルギー余剰時の需要創出といった需要側対策の反映をし、より精緻なシナリオ分析を反映して策定する。

### ② 系統利用ルール

再生可能エネルギー等の新規電源の早期連系と電力ネットワークの整備・維持に必要なコスト低減の両立を図るため、既存の系統設備を有効活用する仕組みである「日本版コネクと&マネージ」に関し、N-1電制の本格適用開始のためのガイドラインを整備し、ローカル系統を対象としたノンファーム型接続の適用に伴う規程類を改定する。また、S+3Eを前提としつつ、発電コストの最小化に向け、系統混雑の管理手法としては、2022年度は調整電源を活用した再給電方式の準備に万全を期すとともに、その次に予定している全電源を対象とした再給電方式の導入に必要な規程類の改定を行う。

### ③ 広域系統整備計画

電力の広域的取引の環境整備や安定供給を着実に実現するために、現在進行中の広域系統整備計画（北海道本州間連系設備、東北東京間連系線及び東京中部間連系設備）について定期的に工事進捗を把握し、系統整備に伴う国

民負担抑制の観点から系統整備の費用の妥当性やコスト削減に向けた取組について検証する。また、マスタープランの中間整理で早期に具体化の検討を進めるとした連系線等の増強方策について、計画策定プロセスの開始要否を判断し、その結果、プロセスの開始を判断した連系線等の増強方策については、事業性の評価とともに安定供給やコスト低減の観点を踏まえた増強規模及び運転開始時期等の詳細検討を行う。さらに、2022年4月から一般社団法人日本卸電力取引所の値差収益が移管されることから、適切に対応する。

#### ④マスタープランを支える仕組み

新たな託送料金制度の第一規制期間に向けて、一般送配電事業者が策定する設備保全計画が高経年化設備更新ガイドラインに則っているかについて、国と連携し、確認する。また、第二規制期間に向けて、故障データの蓄積・管理を通じた係数値の更新等に取り組む。さらに、マスタープランのもと、非効率な設備形成を回避するために、電源開発動向の実態を踏まえたプッシュ型の設備形成を目指し、整備計画を具体化する仕組みを構築する。

#### (4) 効率的なアクセス業務

新規電源の早期連系のため、電源接続案件一括検討プロセスの手続及び運営が適切に行われていることを確認し、プロセスが遅滞なく進むよう一般送配電事業者を指導する。一方で、ローカル系統を対象としたノンファーム型接続の開始等を踏まえ、一括検討プロセス(洋上風力占用公募と連動したプロセス[2021年8月改定]、リプレースプロセスを含む。)の在り方を整理し、必要な措置を図っていく。本機関が受付したアクセス検討案件については、専門的な見地から適切な妥当性確認を行うことで業務品質を維持しつつ遅滞なく回答する。さらに事業者に寄り添って対応する観点から、系統利用ルールの動向を的確に捉えた上で、系統アクセス業務の課題に対処する。

#### (5) グリッドコードの検討

再生可能エネルギーの大量導入を見据えたグリッドコードの適切な整備は、系統の安定化をもたらすのみならず、再生可能エネルギーの主力電源化に向けて再生可能エネルギー発電量の増加を可能とするものである。そこで、当面は2030年度エネルギーミックスの実現に向けて、短期的(2023年4月適用想定)に要件化が必要な技術要件(周波数変化の抑制対策や電圧変動対策等)を検討することを目標に取り組む。

2022年度は、2021年度に検討を完了した短期的(2023年4月適用想定)に要件化が必要な技術要件(周波数変化の抑制対策や電圧変動対策等)について、系統連系技術要件の改定にあたっての具体的な記載内容について審議するとともに、関係規程類との調整協議を実施する。併せて、中

期的（2025年前後適用想定）及び長期的（2030年前後に適用想定）に要件化が必要な技術要件について、エネルギー基本計画の状況、海外の動向及び系統運用の構想を踏まえ、検討候補を選定する。

## 1-2. 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法第28条の40第1項第8号）

### (1) 地域間連系線の管理

2024年度に一次調整力を含めた需給調整市場と広域需給調整の環境整備を完了させるため、2021年度は三次調整力①・②の商品追加とその連系線の利用管理方法の見直しを行うための広域機関システムの改修を行ってきた。2024年度には一次調整力及び二次調整力の商品追加が予定されており、2023年度までに必要なシステム開発を完了させるべく、2022年度は以下の取組を実施する。

- ・ 2021年度の三次調整力②追加時のシステムトラブルの反省を踏まえ、従来のシステム開発体制に加え、開発事項に対する確認体制等の見直し、システム運用開始後の市場への影響の有無について、確認評価を徹底するなどの対応強化を図る。
- ・ 2024年度に需給調整市場で商品追加される一次調整力及び二次調整力に対応した運用課題や広域機関システムの改修内容の検討を進める。
- ・ 2024年度の広域需給調整運用の本格化に備え、三次調整力における広域需給調整の適切な実施の確認、調整力の確保量や連系線潮流の実績の評価等、調整力の広域活用を推進する。また、広域需給調整運用に向けた広域予備率の導入に加え、2022年度以降の新たなインバランス料金制度に対応するため、2022年度においては以下の取組を実施する。
  - ・ 2022年度から新たなインバランス料金制度が開始されることから、広域予備率が安定供給の指標となり、補正料金算定インデックスがインバランス料金の指標となるため、広域予備率及び補正料金算定インデックスの円滑な算出、公表を確実に実施する。

その他、以下の業務を実施する。

- ・ 経過措置計画等の管理、承認電源等の申請の受付・審査  
広域メリットオーダーを実現するための連系線利用ルール見直し（間接オークション導入）に伴う、承認電源等の新規及び変更申請を受け付け、定期審査を行う。同様に2025年度までの暫定措置として導入された経過措置計画について、銘柄廃止などの受付、管理業務及び制度趣旨に沿った入札行動等を行っているかを定期的に監視し、不適切行動を見つけた場合は是正を促す。

- ・ 連系線の運用容量及びマーシンの算出・公表

社会基盤である電力インフラを系統利用者が最大限利用できるよう、供給信頼度を確保した上で運用できる連系線の限度値並びに異常時等の電気の供給及び広域的な調整力調達のために必要なマーシンの値を算出し、公表する。

連系線の運用容量設定等にあたっては、系統の安定性等を評価・確認する必要があることから、信頼性の高い管理に寄与するために、系統解析ツールによる潮流等の解析を通じて、業務品質の向上を図るとともに、連系線利用の拡大に取り組む。

## (2) 作業停止計画の調整

送配電網の強靱化のための既存流通設備の計画的な更新による長期作業停止の増加が予想される中、流通設備・電源設備の適切な保守と作業停止時の供給力確保の両立が必要であることから、事業者間の利害調整を促し、全体最適な作業停止調整を実現する。

具体的には、年間計画・月間計画・計画外・緊急時における、広域連系系統等の停止に関する計画を取りまとめ、太陽光等再生可能エネルギーの増加による供給構造の変化を考慮した上で、連系線の運用容量に影響を与える電力設備の作業停止計画について調整を行い、作業停止計画を適切な時期に公表する。

さらに、新規電源の連系時に既存流通設備の増強を行わずに混雑時に調整電源で潮流調整を行い混雑緩和する再給電方式が2022年内に導入予定となった。このことから、再給電方式が導入された系統において、流通設備停止に伴う系統混雑の取扱いについての考え方を再整理する。

## (3) 調整力及び必要予備力のあり方の検討

日々の安定供給は、一般送配電事業者による適正な供給予備力の確保、周波数制御のための調整力の確保、連系線のマーシンの運用等によって維持されており、それらを適正量確保することで電気料金の抑制と停電リスクの低減を両立している。本機関では電源運用状況等のデータを分析し、供給予備力や調整力の適正な必要量を算定している。また、必要量の在り方等については、調整力の調達が調整力公募から需給調整市場に移行してくことや、容量市場の開設及び足元の需給動向など、状況変化に応じた見直しを実施している。そこで2022年度においては以下の取組を実施する。

- ・ 需給バランス調整及び周波数制御に必要な調整力の在り方並びに供給信頼度維持のための必要な予備力の在り方について、容量市場・需給調整市場の導入等の状況変化を踏まえた検討を進める。なお、需給バランス調整及び周波数制御に必要な調整力の在り方については、一般送配電事業者による2023年度の調整力公募スケジュールを踏まえ、2022年上期を目

途に検討を進める。供給信頼度維持のための必要な予備力の在り方については、2022年度供給計画や2026年度向け容量市場オークションを踏まえ、必要に応じて検討を進める。

- ・ また、持続的需要変動の分析において新たに抽出された課題について「持続的需要変動に関する勉強会」を開催し、検討を進める。
- ・ 再生可能エネルギーの主力電源化に向け、電源の運用状況等のデータの分析、調整力・慣性力の必要量・調達方法、必要予備力・供給信頼度の評価方法及び算定ツールの整備等を通じて、調整力及び必要予備力の在り方の検討を行う。
- ・ 2020年度冬季の需給ひっ迫を踏まえ、2021年度に実施したkWh余力率管理の実施結果の分析を行い、収集するデータの種類や期間等、kWh余力率管理の実施手法を改善することによって、更なる精緻な需給監視業務の体制や運用方法を確立していく。

また、再生可能エネルギーの主力電源化に向けては、将来的に必要となる供給予備力及び調整力(周波数調整力、慣性力、同期化力、電圧調整力等)を想定し、予め対応を進めることが脱炭素社会の実現と安定供給の両立につながる。そこで本機関では、将来の需要想定や再エネの設備量想定等から、将来の電力需給状況を想定して、適切な対応策、将来の電源の調達方法及び環境整備方策を策定する。2022年度においては、電源の運用状況等のデータを分析のうえ、将来の調整力・慣性力の必要量を試算するとともに、調達方法や運用管理方法について検討を進める。

#### (4) 需給調整市場

再生可能エネルギーの主力電源化を進める上で、一般送配電事業者が日々の安定供給及び電力品質を維持することで、電気を売買する事業者の安定した事業運営に寄与するとともに、消費者が安心して電気を使用できる環境を実現する。そのために必要となる調整力の調達・運用を広域化することによる需給調整の効率化や、市場メカニズムの採用による透明性の向上、また、DR(デマンドリスポンス)事業者や新電力等の新規事業者を含めた調整力確保の仕組みにより、競争環境を構築することで調整力の調達・運用コストの効率化・低減化を実現し、電力システムを利用する全ての事業者や消費者にとってのメリットとする。

本機関は、この調整力を効率的に調達するプラットフォームとなる需給調整市場の開設を目指して、調整力を5つの商品に細分化し、それぞれの詳細制度設計を取りまとめてきた。今後は、一次調整力及び二次調整力①・②の2024年度の市場開設に向けた準備を進めるとともに、市場開設済みの三次調整力①・②の取引状況を踏まえ、必要な制度見直しを進めていく。

そこで2022年度においては以下の取組を実施する。

- ・ 2024年度に市場開設する一次調整力及び二次調整力①・②に関する準備を進める。
- ・ 市場開設済みの三次調整力①・②の取引状況を監視し、状況に応じて必要なルール見直しに関する検討を進めるとともに、気象予測精度向上や共同調達など調整力として必要な量の適正化に向けた検討を進める。

#### (5) 需要者スイッチング支援

消費者が、先進的な他業種と同等に電気を選択できるよう、配電事業制度やスイッチング支援システムのリプレース時期を見据えて、2021年度の検討結果を踏まえて、2022年度末を目途に手続とスイッチング支援システムを再構築する。

#### (6) 系統情報の公表

国が定める「系統情報の公表の考え方」（2021年9月改定）に基づき、地域間連系線及び全国の電力需給に関する情報等をウェブサイト上で公表する。

下線は電力・ガス取引監視等委員会事務局が記入したもの。

#### (7) 広域機関システムの開発及び維持管理の効率化

本機関は、連系線の新設・増強を最大限活かし、連系線を介した電力取引を含めた広域運用を促進する観点から、2024年度から開始される容量市場開設に合わせて需給調整市場の全商品を運用開始するとともに、2028年度の佐久間周波数変換設備及び東清水周波数変換設備の増強を見据えて、2027年度までに広域機関システムの改修を完了させる。このため、本機関は以下の取組を行う。

- ・ 既存システムのシステム開発においては、2024年度以降に向けて検討が進められている制度変更に対応し、運用の効率化が図られるように、システム開発を行う。具体的な2022年度の取組としては、需給調整市場では2024年度から一次調整力及び二次調整力①・②の取扱いが始まる地域間連系線への容量登録を既存商品と同様に実施するためのシステム改修を実施する。また、新たな制度及びルール見直しとなった事項に対し、必要に応じてシステム改修を検討する。
- ・ 2016年のシステムの運用開始から度重なる改修をしてきたこともあり、システムの機能や構成が複雑化しており、追加開発や維持管理への影響が出始めている。2024年度には容量市場や需給調整市場の導入が終わることや、2030年度にハード・ソフトともに保守不可能となる時期を迎えることもあり、2024年度以降に本格着手できるよう、システムリプレースの検討を行う。2022年度の具体的な取組としては、コスト削減と性能向上を目的にソフト・ハードの両面からの構成見直し及びその

実現可能性の技術的側面からの評価など、具体的な詳細検討を進め、開発着手の判断に繋げる。また、他社事例の調査や技術的な調査を行い、開発ロードマップを含めて必要な要件等を確定させる。

- ・ 既存システムの維持管理・保守においては、システムリプレースの検討状況を踏まえ、不要な機器交換を抑制しつつ、既存の広域機関システムの正常な運用を維持し、保守及び性能維持の管理を行う。

なお、システム開発においては目的適合性を十分に配慮しつつ、維持管理を含めて、CIO補佐官（システム開発の専門家）によるコスト精査を実施することや、システム開発前に有識者会議等でシステム化範囲等の妥当性についての確認を行うこと等によって効率性向上に向けた取組を行う。

## 2. 電力の安定供給のための供給力確保および需給バランス評価

電力の安定供給を実現するため、容量市場の市場管理者として中長期的な供給力の確保や供給計画を通じた需給バランスの評価により、電力取引価格の安定化を実現し、電気事業者の安定した事業運営、電気料金の安定化や中長期にわたる停電リスクの低減等の消費者メリットを実現する。

### 2-1. 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給力の確保を促進するための業務（法第28条の40第1項第5号）

#### (1) 容量市場の詳細設計及び運営

容量市場の実効初年度となる2024年度に向けて、実効性テストや容量停止調整を実施し、必要に応じて行う追加オークション（2023年度）、アセスメント、請求・交付、検証（2024年度）等の準備を進めていく。また、メインオークションを毎年実施していくため、容量市場の市場管理者として円滑な市場運営を行うとともに、必要な制度詳細の検討を進めていく。

そこで、2022年度においては以下の取組を実施する。

- ・ 他の制度設計やメインオークション実施後の議論等を踏まえて、必要な制度詳細の検討及び市場ルールへの反映を進める。
- ・ 当年度以降のメインオークション等の円滑な実施に向けて効率的な運営体制・システム等の整備を進める。システム等の整備については、引き続き、目的適合性と効率性を考慮して進める。
- ・ 2024年度に始まる実需給業務（アセスメント、請求・交付）について、詳細制度検討・運営体制・システム等の整備を進めるとともに、実需給前業務（実効性テスト・容量停止調整など）を着実に実施する。
- ・ 事業者向け、一般向けの情報発信に努め、容量市場に関する制度理解を促

進する。

## (2) 供給計画を通じた需給バランスの評価及び電源入札等の要否検討

供給計画の取りまとめを通じて国内の需給バランス評価のベースとなるデータを取りまとめ、EUE評価による信頼度評価、電力需給検証の手法による猛暑・厳寒時需要に対する信頼度評価を実施し、供給力対策の要否を検討する。供給力が必要と判断される場合には、具体的な対応に速やかに取り組む。

供給力対策について、2021年度には、本機関による発電機の補修時期の調整、一般送配電事業者による供給力公募などが実施された。2022年度においては、将来的に電源入札等による供給力対策が必要となった際に速やかな実施に移せるよう、実際の発動に先立ち必要となる基本的な枠組みを整備する。

## 3. 電気の需給の状況の監視（法第28条の40第1項第1号）

### (1) 会員の需給状況の監視

会員から提出される需要計画に基づいた供給力の確保状況、当日運用における供給区域の需要や主要発電所の稼働状況等供給力の状況、さらには供給区域間をつなぐ連系線運用状況の監視・管理を24時間・365日の体制で行うことにより、需給状況の悪化時に適切な指示や要請を行う。

また、各種計画が送配電等業務指針に照らして適正な内容で提出されるよう、複数の計画間の整合性及び計画と実績の差（インバランス量）について確認し、適宜事業者に対する注意喚起を行う。また、不整合のある計画提出や多量のインバランスの発生を繰り返している事業者に対しては改善を求め、必要に応じて指導を行う。既に指導を行った事業者に対しては、インバランス量を重点的に確認し、改善を確実なものとする。

### (2) 大規模停電リスクに備えた運用対策

大規模停電の発生リスクを低減させ、かつ大規模停電発生時の停電復旧時間を短縮させる観点から、これらに必要な基準や考え方を一般送配電事業者と協調して検討し、必要に応じ一般送配電事業者の手順書等の見直しを図る。具体的には、大規模災害発生時にも広範囲な停電を回避するため、広域連系系統での適切な負荷遮断の在り方（同期エリア全体での負荷遮断実施によるブラックアウトの回避等）や系統分離方策の整理等（系統分離点の選定や分離の判断方法（ブラックアウトしないケースでは分離を回避等））を実施する。今後の設備の新設・廃止等も想定し、広範囲な停電からの復旧に必要なブラックスタート機能のあるべき姿について検討する。

## 4. 需給の状況が悪化した場合等における会員への指示（法第28条の40第

## 1 項第 2 号)

平常時・緊急時を問わず安定供給のために全国大での需給調整を行う。具体的には、災害や電源トラブル等により、会員の需給状況が悪化するような場合、市場活用も考慮しつつ、需給状況を改善するため、需給ひっ迫融通等必要な指示を行う。また、再生可能エネルギーの出力増加等で、供給区域の需要に対する供給力が余剰になるような場合は、送配電等業務指針に基づき、長周期広域周波数調整を実施する。2022年度から広域予備率に基づく広域需給調整が本格的に行われることから、平時だけでなく需給ひっ迫時においても広域需給調整が円滑に実施できるよう、確実な実施体制や運用方法を確立する。

また、需給バランス維持を目的に一般送配電事業者が再生可能エネルギーの出力制御を行った場合に、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）並びに出力制御の公平性の確保に係る指針（2021年4月改定）及び本機関の送配電等業務指針（2021年7月改定）に照らして、「発電事業者から見て、再生可能エネルギー抑制の指令は、公平に実施されたのか」という視点から、毎年度終了後に一年間の抑制回数を確認し、出力制御の公平性の確保に係る指針の内容に則り、検証し結果を公表する。

## 5. FIT・FIP 交付等業務/太陽光パネル廃棄費用積立金管理の適切な実施 （法第28条の40第1項第8号の2、第8号の3）

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）により、2022年4月以降、当機関業務として追加される「FIT制度に関する交付金等の交付」、「FIP制度に関するプレミアムの交付」及び「太陽光パネル等の廃棄費用の積立金の管理」については、多数の事業者への公正・公平な対応やこれまでにない多額の資金の的確な管理等が必要であるとともに、業務執行に関する第三者による検証（外部監査）が求められる。このため、今年度（業務開始年度）は、適正な体制及び人員確保に重点を置きつつ、次年度以降の効率的な業務運営も視野に入れ、以下の取組を行う。

- ・ 新システム（再生可能エネルギー業務統合システム）の確実な運用開始及び既存システム（FITシステム：一般社団法人低炭素投資促進機構から移管）の制度見直しに必要な改修による円滑な業務の立ち上げ・遂行
- ・ FIT・FIP制度に関する交付金等の多額の資金管理や区分経理等への適正な対応及び次年度以降の効率的な業務運営に向けた体制の構築
- ・ 制度や事業者が必要な手続等の事業者理解向上に向けた情報発信及び適切な事業者対応に向けた体制整備・運用

- ・ 今後の制度改正等に対しても迅速・的確に対応すべく、国との連携体制の強化

## 6. 電気供給事業者からの苦情又は相談の対応及び紛争の解決（法第28条の40第1項第7号）

### (1) 苦情又は相談の対応

電気供給事業者等から、送配電等業務その他本機関の業務に関する苦情・紛争についての申出又は相談を受けたときは、事業者の機会損失を最小限に抑えるべく、回答その他の初動措置を速やかに行うとともに、論点整理や事業者毎の申出を踏まえた解決案の提供を行い、早期の解決に努める。

初動の措置では解決できず、更なる対応が必要な場合においても、裁判外紛争解決手続の活用や、電気供給事業者に対する指導又は勧告等の必要な措置を講じ、問題の解決に努める。

また、電気供給事業者等の、送配電等業務指針等のルールに基づく業務の改善のため、苦情の申出又は相談の内容を定期的に取りまとめ、事業者の事業機会の拡大につながるよう、本機関のウェブサイトで事案を公表し、広く周知する。

### (2) 紛争の解決

送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争を解決するため、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）に基づく認証紛争解決事業者として、本機関の役職員以外の学識経験者、弁護士等で構成する紛争解決パネルを設置し、和解の仲介（あっせん・調停）の業務を行う。

## 7. 電気供給事業者に対する指導、勧告等（法第28条の40第1項第6号）

送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要と認めるときは、業務規程に基づき、電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。

## 8. 前1.～7.の附帯業務及び災害対応関連業務（法第28条の40第1項第9号、法第28条の40第1項第4号の2及び法第28条の40第2項）

### (1) 報告書の作成及び公表

電力需給や電力系統の状況等について、本機関が収集した情報及び会員から提供される情報に分析を加え、各ステークホルダーに有益な情報となるよう報告書を取りまとめ公表する。2022年度は業務規程に基づき、電力需給（周波数、電圧及び停電に関する電気の質についての供給区域ごとの評価、分析を含む。）、電力系統の状況、系統アクセス業務に関する実績、翌年度・中長期の電力需給及び電力系統に関する見通し及び課題、各供給区域の予備力及び調整

力の適切な水準等の評価及び検証並びに必要なに応じた見直し、に関する報告書を作成し公表する。

また、情報収集・発信機能の強化のため、各報告書に収録されたデータを分析に活用することができるよう、データ集として併せて整理する。

## (2) 調査及び研究

電気事業に関する技術動向、制度政策等に関する調査及び研究を行う。国の審議会における検証結果も踏まえ、中長期的には海外関係機関との双方向の関係構築を目指す。

## (3) 災害等への対応

緊急時は、業務規程及び防災業務計画に基づいた対応態勢の下、昨今激甚化している大規模自然災害の発生や需給逼迫に備え、国と密接な連絡調整を図ると共に、国の防災業務との連携を強化する。

平常時は、災害対応力の強化にむけた訓練を継続的に実施するとともに、本拠点の施設や役職員等が被災した際にも事業継続計画に基づき優先継続業務を確実に遂行できるよう、大阪に構築したバックアップ運用拠点におけるシステムの稼働確認を含む職員の対応訓練の実施や職員の移動・宿泊計画支援サービスの実効性の確認を実施するとともに、更なるバックアップ拠点の整備について検討し、その必要に応じて整備を行う。

また、本機関は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づく指定公共機関であることを踏まえ、不測の事態への対応力を向上させる。

加えて、一般送配電事業者たる会員から災害時連携計画の提出を受けたときは、必要な対応を行う（法第28条の40第1項第4号の2）とともに、災害復旧にかかる費用を全国大で負担・費用回収する災害等復旧費用の相互扶助における拠出金の総額及び積立基準額の設定、拠出金の請求、申請受付、交付金額の決定及び交付を行う。

## 9. 本機関の目的を達するために必要な業務（法第28条の40第1項第10号）

### (1) 広報

本機関の業務の透明性を高め、会員はもちろんのこと、社会にも理解されるよう、本機関の業務及び電気事業の広域的運営に関する情報の積極的発信、広報の充実・強化に努める。

また、報道機関等への対応を通じて、本機関の業務に関連した情報を正しく分かりやすく伝える。

## (2) 情報システムのセキュリティ対策

電力の安定供給を担う本機関の業務及び電気事業者との連携において、消費者が安価な電力を安心して利用できるよう、本機関及び電気事業者の情報セキュリティ及びサイバーセキュリティ対策を高めて、大規模停電に至るセキュリティ事故発生をゼロにする。

2022年度は、再生可能エネルギーの交付金等の取り扱いが開始されることを踏まえ、サイバー攻撃への備えを強化し、訓練や教育を推し進める。

## (3) 職員の確保・育成

職員の確保については、本機関の的確な業務遂行に必要な要員を常時確保しつつ、将来性ある新卒者と専門的知見を有する人材の採用を進め、中長期的に機関採用職員比率を高める。また、職員の育成については、プロパー職員等のスキル向上を図る。

2022年度は、中途採用の機会を増やすなどの施策を展開し、大手電力出向者比率を、2022年度末時点54%を目標とする。また、職員の育成については、OJTを基本としつつ、能力向上を図るため、採用時研修、内部・外部研修の実施、併せて若手職員を対象とした機関外（関係省庁・電気事業者）への出向・派遣を実施する。さらに、国の審議会の指摘を踏まえ、人材育成のための研修を充実させる。

## (4) 機能強化に伴う組織運営体制の整備

2022年度より、FIT制度・FIP制度に関する業務が開始されること等から、多額の資金を扱うこととなる。そのために必要となる資金管理、資産運用、区分経理等の組織体制の整備を行う。

また、こうした機能強化に伴う大幅な増員が見込まれることから、必要な執務スペースを確保する。加えて、関係者とのより円滑な調整や委員会等の効率的な開催を図るため、アクセスの利便性も考慮した上で、職員のために適切な執務環境を提供する。

## (5) 監査によるモニタリング

本機関の業務が、関係する法令・諸規程等に則り適正に行われているか、業務の中立性・公平性、財務報告の適正性、及び文書管理・情報管理の適正性を重点とした内部監査を実施する。そのうち、情報セキュリティや多額の資金管理を扱う業務等、社会的重要性が高い分野については第三者による専門性・客観性を要することから外部委託等を活用して監査を実施する。

加えて、FIT制度・FIP制度の交付金等の多額の資金管理業務が増加されることから、新業務に係る会計処理・資金管理の適正性の検証に注力した監査を実施する。

## (6) その他

政府において検討中の様々な制度改正等の実施や需給ひっ迫を受けた検証結果を踏まえ、本機関において所要の業務が発生する場合は、適時適切に対応する。

#### 10. 送配電等業務指針の策定及び変更（法第28条の40第1項第3号）

政府において検討中の様々な制度改正の実施等に適切に対応するため、定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更等の検討を進める。

経済産業省

20220314電委第1号  
令和4年3月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

広域的運営推進機関の2022年度予算及び事業計画の認可について（回答）

令和4年3月14日付け20220301資第8号により貴職から当委員会に意見を求められた広域的運営推進機関の2022年度予算及び事業計画の認可については、認可することに異存はありません。

ただし、現行の広域機関システムは、電気事業制度が複雑化することに伴いシステム改修費用が増大しており、その費用は広域的運営推進機関の予算の大宗を占めることから、広域的運営推進機関において、広域機関システムのリプレースについて、その後の改修費用等が過大とならないよう、専門家の助言を受けながら本格検討を早期に実施すること、さらに、審議会等において電気事業制度改正の議論を行う際には、それにより生じる社会的便益と広域機関システム改修に係るコストを比較するなど、費用対効果を踏まえて検討できる体制を構築することを前提にすべきと考えます。

このため、貴職におかれましては、上記について広域的運営推進機関が適切に対応するよう、よろしくお願いいたします。